

エコリーフ文書管理番号：R-09-04
発行：2008(平成 20)年 5 月 1 日

エコリーフ環境ラベル登録公開規程

社団法人産業環境管理協会

作成	承認

エコリーフ環境ラベル登録公開規程

(目的)

第1条 本規程は、エコリーフ環境ラベルプログラム（以下、「本プログラム」という）において作成された個別製品のエコリーフ環境ラベル（以下、「本ラベル」という）の登録・公開・補正・取り消しの要件および手続き、並びに登録マークの構成と使用方法等を定める。

(登録要件)

第2条 作成された本ラベルは、エコリーフ事業室（以下、「当室」という）の確認をもって登録が可能となる。

(内部検証書類の提出)

第3条 内部検証を終えた事業者は、当室に、検証実施マニュアルに定める検証結果報告書および検証用書類一式を提出することにより、当該製品のエコリーフ登録番号を交付される。

(登録公開の手順)

第4条 前2条により登録・公開が可能となったエコリーフ環境ラベルは以下の手順に従って登録・公開を行う。ラベル登録者は、ラベル登録までに、システム認定料または外部検証料の支払いを完了していなければならない。

《申請》

登録公開を申請する者は登録公開申請書(F-28)に所要事項を記載し、当室に提出するものとする。

《登録》

当室は、登録公開申請を受理し内容を確認した後、速やかにデータベースリストに追加し、登録証を発行する。

《公開》

当室は、登録された製品のラベルを当室ホームページに公開する。

(登録マークの構成および表示仕様)

第5条 登録マークは、付図1に示すロゴマークと付記する登録番号より構成される。この登録マークは製品がエコリーフ環境ラベルを登録・公開した場合、または製品環境データ集積システム認定を取得した場合に表示できる。ただし、システム認定登録番号を付した登録マークは製品自体及び製品の梱包箱、カタログ等又は製品を特定するものには

表示できない。

2. 企業等が製品環境データ集積システム認定を取得したことを登録年（西暦）の下2桁及びとおし番号をハイフンで連結した製品環境データ集積システム認定取得番号を付して表示できる。
3. 製品の登録番号は2桁の英数字、登録年（西暦）の下2桁、PCR番号およびPCRごとの通し番号をハイフンで連結したものである。使用フォントはArialを標準とするが文字列の全幅がマークより広くなってしまう場合はArial narrowを使用することができる。
4. 製品環境データ集積システム認定取得番号は登録年（西暦の下2桁）及び通し番号をハイフンで連結したものである。使用フォントは、「システム認定」の記述部分はゴシック系のフォント、番号部分はArialを使用することとする。
5. ロゴマークはエコリーフ環境ラベルに関する言及を目的として使用することが出来る。
6. マークの縦横比は付図1記載マークと同一とする。
7. マーク表示に際して縮小する場合には判読性に配慮することとするがホームページアドレス等の判読が困難な場合は別に定める、小サイズ表示用マークを使用することが出来る。但しその場合にエコリーフ製品登録公開、システム認定取得を表す際は登録番号を付記することとする。
8. ロゴマークの色は緑地（D I C 389）に白抜きを標準色とし、それ以外の色を使用する際はエコリーフ環境ラベルプログラムのイメージを損なわない色とし、使用の理由を明確にし当室の承認を受けることを前提とする。
9. 登録番号は複数付与することができる。

（登録ラベルの補正許可）

第6条 ガイドライン4.5に定める補正許可通知は、補正許可通知書（F-31）に基づいて実施する。

（登録ラベルの補正手順）

第7条 エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン4.5.1項補正の要件を満たすエコリーフ環境ラベルは以下の手順で補正を行うことができる。

《申請》

ラベル登録者は、エコリーフ環境ラベル補正申請書（F-30）を用いて補正申請を当室に行う。

《検証要否の決定》

- ① 当室は、受理した補正申請の内容確認し検証の要否を決め、補正許可通知書(F-31)に基づいて通知する。
- ② 検証の必要性ありと判定された場合は、製品環境データ検証規程第3条(検証手順)を踏まなければならない。
- ③ 検証の必要性なしと判定された場合は、当室は補正申請者の補正を確認するものとする。

《補正の実施》

- ① 当室から補正許可通知を受けた登録者はラベルの補正を行う。
- ② ラベル登録者は、自社ホームページ上に公開された当該ラベルを、補正事由を付して補正する。また、配布物等についても適切に実施する。
- ③ 当室は、ホームページ上に公開された当該ラベルを、補正事由を付して補正する。

(補正後の製品登録番号)

第8条 補正後の製品登録番号は、補正前番号に英数字1字をハイフンで結んだものとする。

(補正済みラベルの開示)

第9条 補正許可通知を得た当該ラベル登録者は、補正済みラベルを速やかに公開するとともに、補正前ラベルの流布防止のための適切な措置を講ずるものとする。

2) 当室は当室ホームページ上に掲載された当該製品の登録ラベルを差し替えるとともに、補正事由を開示する。

(登録ラベルの取り消し)

第10条 当室は、次のいずれかの事由により登録ラベルの登録を取り消すことができる。

- ① ラベル登録者から登録撤回の申し出があった場合。
- ② 登録公開内容に本プログラムの趣旨に適さない事実があることが判明した場合。
- ③ 登録ラベルの登録料が、請求後3か月以上支払われない場合。

第11条 前条②により登録ラベル登録の取り消し通告に対する異議申し立ては、エコリーフ環境ラベル苦情・紛争処理規程(R-10)に従うものとする。

第12条 第9条の規定により本ラベルの登録を取り消された事業者は、取り

消し確定以降、当該登録ラベルを公開できない。

2. 当該ラベル登録者は、登録取り消しラベルの回収あるいは新規配布停止等の適切な措置を講じなければならない。

付則（改訂履歴）

本規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本改訂は、平成 18 年 7 月 7 日より施行する。

本改訂は、平成 20 年 5 月 1 日より施行する。

付図 1



登録公開様式 1 (F-28-02) エコリーフ環境ラベル登録公開申請書

文書管理番号(対応規程番号): F-28-02 (R-07-05)

エコリーフ環境ラベル 登録公開申請書 (兼登録通知書)

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室殿
 下記製品のエコリーフ環境ラベルの登録公開を申し込みます。

登録公開申請日 20 年 月 日

エコリーフホームページ公開日 (条件がある場合のみ記入)

20 年 月 日 以降英語版 有 無申請対象の製品データ検証番号 K- - - 検証承認日(判定日) 20 年 月 日申請者(企業)名 申請部門(事業部名等) 申請代表者・役職

担当者(連絡先)

氏名 所属 電子メールアドレス 電話(固定・携帯) F A X 所在地 申請者(社)名 (担当者)殿經由 (申請代表者) 殿

エコリーフ環境ラベルの登録公開申請を受けつけましたのでご連絡します。当該製品のエコリーフ環境ラベルの公開は、下記登録開始日より認められます。

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

エコリーフ登録番号 - - エコリーフ登録開始日 20 年 月 日エコリーフ登録期限 20 年 月末

(注) 本申請書兼通知書は、エコリーフ事業室 (ecoleaf@jemai.or.jp) への電子送付とする。

登録公開様式 2 (F-29-02) エコリーフ環境ラベル登録証



登録証

エコリーフ環境ラベル

社名 ○○○○株式会社

製品名 □□□□

型番 ○○○-○○

登録番号 □□-□□-□□□

登録証有効期間 ○○年○月末日

上記の製品が、エコリーフ環境ラベル登録製品であることを証する。

○○年○月○日

社団法人 産業環境管理協会 印
 Japan Environmental Management Association for Industry

会長 □□ □□ 印
 Chairman □□□□□ □□□□□

登録公開様式 3 (F-30-03) エコリーフ環境ラベル補正申請書

文書管理番号(対応規程番号): F-30-03 (R-09-04)

エコリーフ環境ラベル補正申請書 (兼申請受理通知書)

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室殿
 下記製品のエコリーフ環境ラベルの補正を申請します。

補正申請日 20 年 月 日補正対象(エコリーフ登録番号 - -)補正申請者(企業)名 補正申請部門(事業部名等) 補正申請代表者・役職

担当者(連絡先)

氏名 所属 電子メールアドレス 電話(固定・携帯) F A X 所在地 補正理由・補正箇所等 別紙 有 無

エコリーフ環境ラベルの補正申請を受理しましたのでご連絡します。検証の可否は
 エコリーフ事業室で決定します。

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

補正申請受付日 20 年 月 日質問書添付 有 無

(注) 本申請書は、エコリーフ事業室 (ecoleaf@jemai.or.jp) への電子送付を原則とする。電子送付が不
 可能な書類が含まれる場合は、別途郵送のこと。

登録公開様式 4 (F-31-02) エコリーフ環境ラベル補正許可通知書

文書管理番号(対応規程番号): F-31-02 (R-09-04)

20 年 月 日

エコリーフ環境ラベル補正許可通知書

 株式会社 様

社団法人産業環境管理協会エコリーフ事業室

 印

貴社より申請のありましたエコリーフ環境ラベルの補正につきまして、エコリーフ環境ラベルプログラムレビューパネルは以下のとおり決定しましたので、ご連絡いたします。

エコリーフ登録番号

 - -

判定日

20 年 月 日

判定結果

補正を認めます。新たな検証を求めます。

補正を認めます。新たな検証は不要です。エコリーフ事業室による補正内容の確認が必要です。

補正は不要です。

コメント

別紙 有 無

特になし

特記事項

(備考)

本通知に対する疑問、質問等は、受領後10日以内にエコリーフ事業室 (ecoleaf@jemai.or.jp) にお問い合わせします。